

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うにあたり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、下記により公告する。

令和 8 年（2026 年）3 月 16 日

下関市長 前田 晋太郎

記

- 1 業務名
公衆便所清掃業務（B）
- 2 業務実施場所
別紙 2 の記載の各公衆便所
- 3 業務内容
別紙 1 及び別紙 3 のとおり
- 4 契約期間
契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 5 業務期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 6 入札参加条件
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
 - （2）公告日において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿における「庁舎等管理業務」のうち「建物清掃」に登録がある者、かつ、その地域区分が「市内」「準市内 1」「準市内 2」のいずれかに該当する者であること。
 - （3）この公告の日から本業務入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱及び措置基準に基づく指名停止の措置を

受けていないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生
手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づ
く再生計画の認可決定を受け、かつその取消の決定を受けていない者
を除く。)でないこと。
- (5) 次項に示す入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続き
が完了し、入札参加資格を認められていること。

7 申請方法

別紙6「入札参加資格確認申請書」に、次の(※)に示す書類(1
部)を必要に応じて添付し、下関市環境部環境施設課(以下「環境施
設課」という。)(郵便番号751-0847下関市古屋町一丁目18番
1号 環境部 管理棟1階)に提出のこと。郵送の場合は「一般書留」
または「簡易書留」等発送事実を証することができる方法による場合
に限り受け付けるが、次項に示す提出期限内に必着のこと。審査の結
果は、別紙9「入札参加資格確認通知書」で通知する。

(※) 過去2年の間に本市又は他の地方公共団体等において本業務
と同等又はそれ以上の実績が複数回以上ある場合は、その内、2件の
契約書の写し。

8 申請書提出期限

令和8年3月23日(月) 17時00分までとする。

9 申請書等の入手方法

下関市ホームページ掲載のこの件に関する公告からダウンロードま
たは環境施設課の窓口で入手。

10 質問の方法

本業務に関する質問は、ファクシミリによること。

なお、ファクシミリ発信後は、電話により受信確認を環境施設課に確
認すること。

- ・ 環境施設課 FAX 番号：083-252-1956
- ・ 環境施設課 電話番号：083-252-1943

質問の期限は、令和8年3月23日(月) 13時30分までとする。
質問の回答は、速やかに質問提出者のみに回答する。

11 入札日時等

- (1) 入札日時 令和8年3月31日(火) 13時30分
- (2) 入札場所 下関市古屋町一丁目18番1号
下関市リサイクルプラザ管理棟 4階会議室

12 契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時
令和8年3月16日(月)から令和8年3月31日(火)まで
- (2) 備付場所
下関市ホームページ

13 入札保証金及び契約保証金

下関市契約規則による。
ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

14 その他

- (1) 入札(再度入札は初回含め3回を予定)において使用する入札書は、別紙7「入札書」を使用すること。
- (2) 代理人に入札させるときは、別紙8「委任状」を提出すること。
- (3) 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札の日までに入札条件を満たさなくなったときは入札に参加できない。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めた場合は、入札を中止、または延期する。
- (6) 入札参加資格確認申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とする。
なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類は返還しない。
- (7) 本業務において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。
- (8) 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は、無効である。
 - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
 - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
 - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの

- エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- オ 入札書に消せるボールペンを使用したとき